



令和 6年10月29日

福井県知事 殿

福井市新田塚町418番地  
医療法人 南場小児科医院  
理事長 南場 一郎 印



## 決 算 届

令和5年9月1日から令和6年8月31日までの決算を終了した  
ので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書
6. 関係事業者との取引の状況に関する報告書

## 事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 南場小児科医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 福井県福井市新田塚町418番地
- (3) 設立認可年月日 平成2年11月21日
- (4) 設立登記年月日 平成2年11月22日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	南場小児科医院	1810115442	福井県福井市新田塚町418番地	一般病床 0床
				療養病床 0床
				[医療保険 床]
				[介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を [ ] 書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に [ ] 書で記載すること。

## (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 1 0 月 2 9 日 令和5年度決算の確定報告

法人名 医療法人 南場小児科医院  
所在地 福井県福井市新田塚町4-1-8番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
令和6年8月31日現在

1. 資 産 額	94,636 千円
2. 負 債 額	89,112 千円
3. 純 資 産 額	5,524 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	43,657
B 固 定 資 産	50,979
C 資 産 合 計 (A+B)	94,636
D 負 債 合 計	89,112
E 純 資 産 (C-D)	5,524

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物  法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

診療所開設（新法）

法人名 i医療法人 南場小児科医院  
 所在地 福井県福井市新田塚町4 1 8番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 令和 6年 8月 3 1日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	43,657	I 流 動 負 債	2,271
II 固 定 資 産	50,979	II 固 定 負 債	86,841
1 有 形 固 定 資 産	9,746	負 債 合 計	89,112
2 無 形 固 定 資 産	90	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	41,143	科 目	金 額
		I 資 本 剩 余 金	15,938
		II 利 益 剩 余 金	△10,414
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	△10,414
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	5,524
資 産 合 計	94,636	負 債 ・ 純 資 産 合 計	94,636

診療所のみ

法人名 医療法人 南場小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 福井県福井市新田塚町418番地

損 益 計 算 書  
(自 令和 5年9月 1日 至 令和 6年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	40,206
2 事業費用	49,049
本来業務事業利益	△ 8,843
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	387
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	387
II 事業外収益	
III 事業外費用	
経常利益	△ 8,456
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	△ 8,456
法人税等	211
当期純利益	△ 8,667

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 南場小児科医院  
理事長 南場 一郎 殿

私は、医療法人 南場小児科医院の令和3年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

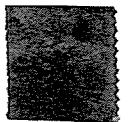
#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月29日

医療法人南場小児科医院

監事 南場 紀子 印



法人名 医療法人 南場小児科医院

所在地 福井市新田塚町 4 1 8 番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)